

# 住宅改修補助金のご案内

対象工事費の **10% 最大20万円** を補助します！！

令和3～5年度に補助金交付を受けた場合は、再度申請は出来ません。(令和2年度以前であれば可能です。)

申請受付：令和6年4月8日(月) ～ 令和6年12月13日(金)  
※予算状況により早期に受付終了となる場合があります。  
完了実績報告書提出：令和7年2月28日(金)まで

## ～対象となる工事～

### 雪対策のための改修工事

- ・玄関前や屋根の消・融雪設備の設置・取替
- ・屋根の勾配変更  
(4寸勾配以上、1寸勾配以下、軒先の勾配変更を含む)
- ・雪割りの設置
- ・安全帯取付金具の設置・取替
- ・風除室の新設(床面積10m<sup>2</sup>以下)
- ・軒先が折れないよう補強する工事  
などなど・・・



### 省エネルギー・断熱化改修工事

- ・単板サッシへの内窓の追加や  
複層ガラスへの交換
- ・断熱材の充填
- ・節水型トイレへの交換
- ・高断熱浴槽への交換
- ・LED照明への交換  
などなど・・・



### バリアフリー化改修工事

- ・玄関前や住宅内の手すりの取り付け
- ・玄関前や住宅内(浴室、脱衣室等)の段差の解消
- ・開き戸を引き戸や折れ戸に交換
- ・ホームエレベーターや階段昇降機の設置  
などなど・・・



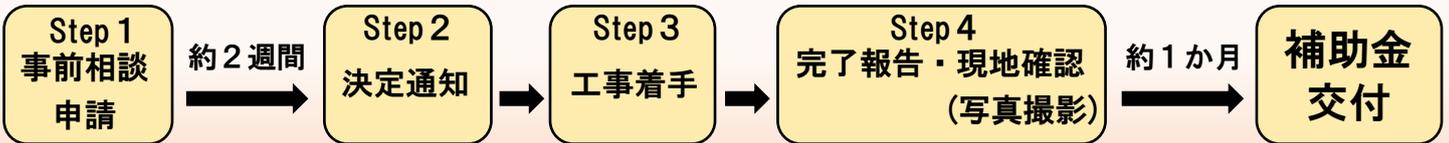
### 防災・減災対策のための改修工事

- ・住宅敷地内のブロック塀等の撤去
- ・在宅リモートワークが  
できる環境を整備する改修工事  
などなど・・・



※ これらの工事に要する費用の合計(消費税込)が  
**10万円以上**の工事が対象となります。  
※ 新築後1年を経過している住宅が対象となります。

## ～申請の進め方～



※ **工事を始める前**に申請し、交付決定通知を受ける必要があります。

気軽に  
ご相談ください!!

## 雪国よこて安全安心住宅普及促進事業

雪国よこて

横手市 建設部 建築住宅課  
☎ 0182-35-2224  
〒013-8502  
横手市旭川一丁目3番41号(秋田県平鹿地域振興局庁舎2階)



裏面あります。



○ 補助の対象となるのは下記の補助対象者、補助対象住宅、工事業者を満たす場合です。

**補助対象者**

次のいずれかを満たす方

- ① 横手市民で本人・配偶者・親・子のいずれかの方が市内に住宅を所有し居住している方、もしくは市内に住宅を所有し、改修後に当該住宅へ転居される方で、本人及び同居者(世帯員)に市税の滞納が無いこと
- ② 横手市外に居住しており、横手市内に住宅を所有し、改修後に転入される方

**補助対象住宅**

横手市内にある、次のいずれかを満たす住宅(ただし、空き家・賃貸住宅・別荘等を除く)

- ① 一戸建て住宅(同一敷地内の別棟、住宅用車庫及び物置を含む)
- ② 併用住宅(住宅部分の延べ面積が、建物全体の1/2以上あること)
- ③ マンション等の共同住宅(対象者の専有部分のみ)

**工事業者**

次のいずれかの者と工事請負契約を締結したもの

- ① 市内に事業所を有し、市税等の滞納がない法人等の事業者
- ② 市内に事業所を有し、市税等の滞納がない個人の事業者

○ 補助金の額や事業期間については下記のとおりです。

**補助金の額**

補助対象工事費合計の **10%** (千円未満切捨て)  
(諸経費を除く)

上 限 **20万円**

※資料作成を市内の工事業者へ委託した場合は、  
対象工事費に応じて上限額を別途定めております。

対象工事費	資料作成費の補助上限額
10万円以上100万円未満	5,000円
100万円以上150万円未満	10,000円
150万円以上200万円未満	15,000円
200万円以上	20,000円

**補助事業の期間**

補助金交付申請は、令和6年4月8日(月) から 令和6年12月13日(金) まで  
完了実績報告は、令和7年2月28日(金) まで (提出厳守)

※ 予算状況により、期間内でも申請受付を終了することがあります。

○ 住宅の改修をお考えの方は、対象になる工事について事前に建築住宅課へ  
ご相談いただき、下記書類をご準備の上、申請を行ってください。

**補助金申請に必要なもの**

- (1) 補助金交付申請書【様式第1号】(施工業者が3社を超える場合は、施工業者一覧【様式第1号別紙】)
- (2) 交付申請額 及び 工事費内訳書【様式第1号添付 指定様式】
- (3) 工事概要書【様式第2号】
- (4) 申請者、同居者(世帯員) 及び 請負者の同意書【指定様式】又は、納税証明書 及び 固定資産税明細書兼名寄帳
- (5) 工事 及び 資料作成の工事請負契約書又は、請書の写し(令和6年4月1日以降の契約であること)
- (6) 補助金交付申請に係る見積書(工事 及び 資料作成費の内訳明細書の写し)
- (7) 位置図、補助対象工事の施工箇所・仕様を示した改修前後の各階平面図等 及び 製品のカタログの写し等
- (8) 対象住宅の正面全景写真 及び 補助対象工事の施工箇所着手前写真
- (9) 補助金振込先口座(申請者と同一名義のもの)

※ 申請用紙などは建築住宅課窓口にて配布しており、横手市ホームページからもダウンロードできます。

○ ご不明な点についてはホームページ内の Q&A をご覧になるか、  
表面に記載している問合せ先へご連絡ください。以下は Q&A の抜粋です。

**Q & A**

Q 1 :この事業(H21~R5)の補助金交付を受けたことがあります、再度申請できますか？

A 1 :令和3~5年度に補助金交付を受けた場合は、再度申請できません。

令和2年度以前に補助金交付を受けた場合は、再度申請できます。

Q 2 :横手市の再生可能エネルギー等事業補助金や介護保険制度を利用する場合は、併用できますか？

A 2 :併用できません。ただし、対象工事の内容が重複しない場合は対象になります。

Q 3 :工事途中で工事内容に変更・追加が生じた場合、どのような手続きが必要ですか？

A 3 :施工途中で工事内容の変更が見込まれ、補助金交付決定通知書に記載の交付決定額に変更が生じる場合は、変更申請の手続きが必要になります。変更・追加工事の着手前にご相談ください。

Q 4 :交付決定前に工事着手をしたいのですが？

A 4 :交付決定前の工事着手は認められません。交付決定日以降に着手してください。

Q 5 :新築してすぐの住宅は対象になりますか？

A 5 :新築住宅が建った日(検査済証の交付日)から1年を経過している住宅の改修工事を対象としております。  
なお、検査済証の写しが必要になる場合があります。